

2015 年度に海外留学支援制度奨学金を受けて留学する皆様へ（大学院）

日本学生支援機構第一種奨学金（海外協定派遣対象）のご案内

日本学生支援機構から、海外留学支援制度（協定派遣）による給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする者について、「**第一種奨学金（海外協定派遣対象）**」の募集がありました。

つきましては、申込条件に該当し、かつ貸与を希望する学生は、「日本学生支援機構第一種奨学金（海外協定派遣対象）申込要項（大学院）」を入手し、申込手続きを行ってください。

※すでに第一種奨学金を貸与中の場合は申請できません。

※現在第二種奨学金を受給中の場合、一種・二種併用貸与を希望する方のみ申請可能です。

申込要項の配布：奨学課（戸山キャンパス学生会館1階）

1. 第一種奨学金（海外協定派遣対象）の概要

①奨学金の種類：第一種奨学金（無利子）

②対象者：平成 27 年度から海外留学支援制度（協定派遣）の給付を受ける者のうち、3 か月以上 1 年以内の期間で留学する者

③貸与月額：修士 50,000 円 または 88,000 円
博士 80,000 円 または 122,000 円

※希望により留学時特別増額（10 万、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円から選択できる有利子の一時金）の申し込みが可能です。ただし、別途収入基準があります。希望者は奨学課にご相談ください。

④貸与期間：海外留学支援制度（協定派遣）の受給開始月～受給終了月

※貸与できる月数は海外留学支援制度の支給回数を上限とします。

2. 申込（書類提出）受付締切日・場所

申込回	申込期限	初回交付月
第 1 回	平成 27 年 4 月 3 日	平成 27 年 6 月
第 2 回 以降	留学開始から 3 ヶ月以内の 毎月 3 日（※）	提出期限の翌々月

※3 日が日曜・祝日の場合は、直前の開室日までとなります。

書類提出先：奨学課事務所

※既に留学している、遠隔地に住んでいる等の場合は郵送可（締切日必着）

3. 申込の条件

①申込資格

平成 27 年度海外留学支援制度（協定派遣）の採用者で、優れた資質を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる者。

②収入基準：

本人および配偶者の収入金額で判断します。

※詳細は「平成 27 年度海外留学支援制度（協定派遣）採用者用奨学金案内（大学院等用）奨学金を希望する皆さんへ」（P. 7）を参照。

③その他：

人的保証選択者は**連帯保証人**（父または母）の他に、**保証人**（父母・配偶者以外で原則 65 歳未満 4 親等以内の親族）を立てることができること。